

人権なら

● ひと・まち・生き活き

2020年3月1日

第111号

NPOなら人権情報センター

9年目迎えた3・11の今

もがき苦しみながら闘い続けている被災者

2011年3月11日に起きた未曾有の大惨事。世界中が震撼した東日本大震災・東京電力福島第一原発事故から9年が経った。2万人もの尊い命を失い、3600人を超える震災関連死がありながら、人々からは震災の記憶が薄れ、「3・11」は風化してきている。



東北の被災3県では、「復興」が進みつつあるものの、多くの人たちは戻らない。とくに、福島では、未だに帰れない地域「帰還困難区域」がある。住み慣れた故郷に帰れず、避難を余儀なくされている人たちは今なお、4万余人もいる。

「避難者」数は減少した。でも、県が「自主避難者」向けの住宅提供を打ち切った人たちや、避難先で仕事や学校など、新たな生活を始め、故郷に帰らない決断をした人たちは、「避難者」と見なされていない。

汚染水の処理、ごみの最終処分地は未解決

福島原発事故による健康被害は拡大している。避難者は年間被ばく線量20ミリシーベルトで帰還を強要される。土地は依然汚染されたまま。収束作業や除染作業では、被ばく労働がもたされている。いろんな分断や対立によって、被災者同士が傷つけ合う状況が生まれ、被災者たちを苦しめている。

被害者への賠償もほんのわずか。東電は和解案に対して「(賠償基準を定めた)中間指針と乖離する」と拒否。被害者は東電と国に損害賠償を求めて全国で

約30件の裁判を闘う。原告の数は1万2000人超だ。この間の裁判所の判決は国の責任を認めない。政府も東電も、誰も事故の責任を取らない。

原発事故で溶け落ちた核燃料を冷却するため、注がれている水は建屋地下に溜まり続ける。汚染水はタンク1000基に保管するが、2022年夏には満杯。「海洋放出」か「大気放出」で処分するという。だが、放射性物質トリチウムは残る。放射能汚染はさらに広がる。

「復興五輪」で消される原発事故の被害

「復興五輪」を理念に掲げた東京オリンピックが迫る。五輪は原発事故から復興する姿を国内外に発信することも大きな目的だという。「祝祭による一体感」を植え付けるため、聖火リレーが福島県から3月26日に出発する。それで「復興」を訴えることができるのだろうか。

いつまで経っても収束しない原発事故。なのに、政府、電力会社は再稼働に躍起だ。稼働は放射能のごみを大量に発生し続け、後世に「負の遺産」を押し付ける。再稼働は絶対に許してはならない。これ以上、フクシマを繰り返させてはいけぬ。

■中学生学習支援「かいほう塾」が開講

三宅町中央公民館で実施している「かいほう塾」が2月20日、閉講した。中学3年生10人、2年生1人、1年生9人が昨年5月21日の開講から宿題や課



題学習に取り組んできた。講師は式下中学校の先生、「トライ」の講師、大阪教育大学の学生。8月には「夏教室」、1、2月には3年生向け「特別教室」も設けた。

閉講式には、中本克広・同校長、社会教育課の山本恵嗣さんも出席。生徒たちに暖かい言葉をかけた。

部落差別の今を考える

吉田栄治郎さんが「学習会」で問題提起

NPOなら人権情報センターは2月1日、三宅町あざさ苑で学習会を開いた。この日は「連続学習会」の第1回目。吉田栄治郎・元県立同和問題関係史料センター所長が「部落差別の今を考えるー明日を見通すために」をテーマに話をした＝写真。



古川友則・理事長があいさつ。多くの参加に感謝を述べるとともに、「ぜひ活発な議論を」と呼びかけた。

吉田さんは話の課題として、「同和对策事業33年間とその間の高度経済成長によって部落は大きく変貌した」「変貌は必然だったが、部落問題にかかわる人々の間では」、相変わらず「差別による貧困・低位」と、劣悪からの脱却が差別解消の途、といった認識が続いている。「あるべき変貌と現にあった変貌を比較し、今ある変貌の先について発言したい」と述べた。

部落の歪な共同体構造と階層分化

「部落の現在ー奈良県の場合」として、同和对策事業・高度経済成長以前の江戸時代から続く「部落のいびつな共同体構造、階層分化」について説明。

同和对策事業開始以前の解放同盟は、下層部を主体にすることで人格的隷属関係を断ち切ることに成功しかけた。だが、事業の開始によって上層部の解放同盟への参入が始まり、運動自体が部落共同体と一体化した。

下層部は主に明治以降、とりわけ部落産業が急速に発達した大正期、第一次世界大戦期、戦後の混乱期、同和对策事業開始後に部落に流入した人々によって構成された。

こうした過程を経て、同和对策事業と、それを推進した解放運動は、「いびつな共同体・階層分化」の解

消、中間層の拡大・定着と、それによる共同体の変貌、共同体内部の平準化＝民主化の実現には向かわなかった、と述べた。

「民族・人種」「宗教」「政治」起源論を経て

「部落差別の現在」としては、戦後になると、江戸期～戦前期にあった「民族・人種起源」「宗教起源」などは論自体が差別だとして避けられた。代わって戦前からマルクス主義研究者の一部にあった「政治権力起源」(安定統治目的・分裂支配による発生、近代市民社会からの排除、主要な生産関係からの排除ー貧困・劣悪な生活環境の発生)が主張された。こうした主張は同対審答申として現出した。



部落差別を温存させる要因は何か

しかし、20世紀末にはマルクス主義の影響力の後退や実証研究によって否定され、代わって「ケガレーキヨメ」由來說、弊牛馬の処理由來說、生業構造・食生活・生活意識の差異などが提起、議論されてきた。

だが、これらも「近代化」や地域社会がほぼ崩壊してしまった現在、部落差別を残存させる要因としては極めて希薄と言わざるを得ない。

そして、貧困・低位それ自体は、直接の部落問題の解決課題ではない。それはあらゆる国家・社会に普遍的に存在する「富の偏在」の問題である。

コミュニティからアソシエーションへの転換

最後に、地域社会の「多様性」と「寛容」の受け入れの大切さと、「コミュニティ＝村(地域共同体)」から、「アソシエーション(共通の目的を持った人たちの社会組織)」への転換が重要だ、と述べた。

質疑応答では、「部落の中において、女性や、外国人、部落問題への意識がさほど変わっていないことなど、慙愧に堪えない」との発言があった。「いびつな共同体」との主張には疑問も出た。

大谷・薬師寺執事長が講話

磯城郡人権教育推進協議会の研修会で

磯城郡人権教育推進協議会は2月4日、川西町コスモスホールで「じんけん研修会」を開いた。薬師寺執事長の大谷徹英(てつじょう)師が「幸せの条件」と題して講話した=写真。

吉井基裕・会長(川西町人権教育推進協議会会長)があいさつ。今日の人権状況として、学校でのいじめや児童への虐待の頻発、部落差別や在日外国人へのインターネットでのヘイトな書き込みを挙げ、人権の取り組みの大切さを訴えた。



人は「経験」「価値観」「考え方」で物事を判断

全国津々浦々で講話をしている大谷徹英師は、自分自身を見つめつつ、「心のしくみ」について話をした。人は「経験」と「価値観」と「考え方(生き方)」でものごとを判断する。その判断する「自分」の「我」のありようを省みて、相対する独善⇔共栄や傲慢⇔謙虚が、孤立や調和に繋がっていく。調和は聴和として心に還元していく。大谷師は人の話を聞き入れ、整え、和んでいくことの必要性について、自らの体験を織り交ぜながら語った=写真。



大谷師の謙虚に人の話を聴き入れ、聴和を図ることが大切とする「幸せのありか」についての話は、たくさんの笑いも誘い、聴衆を引き付けた。聴衆は楽しく聞き入り、考えさせられていた。

臨床心理士の視点を通して

「のこのこの会」が不登校問題でプチセミナー

「のこのこの会」は1月26日、臨床心理士の視点を

通して不登校問題を考えるプチセミナーを開いた。不登校経験者3人も参加。それぞれが子どもの頃の状況や、今、悩んでいることを、自己紹介を兼ねて出し合い、この問題について話し合った=写真。



学校の先生との関係や、保健室登校がなくなってしまったことも含め、学校に行けない子どもたちを取り巻く環境を変える仕組みがない、などの意見が出た。

不登校に対応した教育システムは未確立

参加者たちは、それぞれの体験に基づき、アドバイスし合ったり、共感し合ったりして、話は弾んだ。終始、笑声が絶えず、時には一緒に涙ぐみしながら、暖かい雰囲気にもまれたセミナーとなった。

不登校経験者に対しても、当時の思いや保護者との関係などについて、参加者たちが質問。子どもたちの気持ちに寄り添いたい思いが強く感じられた。

不登校になる理由は人によってさまざま。一人ひとりに対応した教育システムはまだ確立されていない。家族も不安と焦りで、辛い思いをしている。当事者親子を交えた共感し合える場づくりは必要だと思った。

終了後も、不登校経験者を囲み交流会が続いた。「のこのこの会」は一般社団法人人材育成協会が主催する。問い合わせは0745-67-0104。メールは narajinnzai@gmail.com (担当:明見)

■学習会「性的マイノリティと人権」へ

NPOなら人権情報センターは3月29日午前10時30分から、三宅町あざさ苑で第2回学習会を開く。「性と生を考える会」の中田ひとみさんが「性的マイノリティと人権」と題して話をする。



LGBTQなど、性的マイノリティの生きづらさや今日の社会での課題、偏見や差別を跳ね除けようとする取り組みなどを聞き、理解を深める。

フジ住宅ヘイト裁判が弁論終結

第18回口頭弁論で原告・被告弁護団が陳述

フジ住宅ヘイトハラスメント裁判の第18回口頭弁論が1月30日、大阪地裁堺支部であった。原告と被告の弁護団が、それぞれ最終準備書面を提出するとともに、意見陳述して弁論終結した。

原告は在日韓国人3世の女性。2002年に大阪・岸和田市に本社のあるフジ住宅(株)に入社した。この会社は社員へのヘイトスピーチ文書の配布や、育鵬社教科書の採択運動強要のパワハラかつ嫌韓・反中ヘイト企業だ。

人格権を侵害された女性は2015年1月、会社に対して改善を申し入れ。同年3月には大阪弁護士会に人権救済を申し立てた。同年8月、会社は女性に退職勧奨を行った。女性は被った精神的苦痛に対する損害賠償を求め、提訴した。大阪弁護士会は2019年7月、社員への文書配布と教科書採択運動への動員中止を会社に勧告している。

判決の言い渡しは5月14日午後2時から

この日、原告側の弁護人が最終準備書面の内容を

編集後記 ☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

新型コロナウイルス(肺炎)が猛威を振るっている。震源地は中国武漢市。死者は2700人、感染者は8万人超に達する。過去、スペイン風邪、SARSなどが蔓延。多くの死者が出た。グローバル下の今日では、瞬く間に地球的規模で拡散する。WHOなど国際機関や各国は協調して即応体制を早急に構築すべきだ。今回、日本政府の対応の不手際は世界からも批判される。危機管理の杜撰さが露わになった。結果、人々は感染を恐れ、不安を募らせる。イベントの自粛、排除や偏見差別言動も各地で起きている。信頼のできない行政や、安心感が持てない社会は、とても危くて脆い。

要約して意見陳述。被告が差別的表現を含む資料を会社内で配布したため、原告はその人種差別・民族的差別的言動によって筆舌しがたい精神的苦痛を受けた。被告はその言動を表現の自由の問題としているが、労働者の人格を傷つけてまで許される表現の自由などない、などと主張した。

被告の会社側も意見陳述。被告側弁護人は、被告今井光郎がヘイト表現と認めたことについて、全体の文脈からヘイト表現には当たらない、などと、会社に追随した唾然とするような愚かな主張を繰り返した。

裁判終了後、100人超が参加して支援者集会。弁護団が裁判報告、原告が思いと支援へのお礼、支援者数人が発言した。判決は5月14日午後2時から。

「いちばんの障害は『障害者』」

「この国のいちばんの障害は『障害者』という言葉だ」というメッセージが2月21日に東京の弁護士会館前に掲示された。毎日新聞が報じた＝写真。



安倍首相が「桜を見る会」の招待者名簿をシュレッダーで廃棄したのは「障害者雇用職員」だと述べた国会答弁に対して問題提起したもので、「障害者」と書かれた紙が額縁の下にはみ出し、シュレッダーで裁断される作品が添えられている。

ニュースレター「人権なら」

発行:NPO法人なら人権情報センター
〒636-0223
奈良県磯城郡田原本町鍵301-1
TEL:0744-33-8585/FAX:0744-32-8833
E-mail:info@nponara.or.jp
http://www.nponara.or.jp/